

平成30年度 相談支援事業実態調査報告

平成30年度 相談支援事業実態調査集計

I. 調査の概要

1. 調査対象： 当協会が把握する全国の相談支援事業を実施する1,528事業所に調査票を送付し回答を求めた
2. 調査基準日： 平成30年4月1日現在
3. 回答のあった事業所数：754事業所（49.3%）

II. 事業所の概要

表1 運営主体

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
地方自治体	0	2	2	1	2	1	0	0	0	8	1.1
社会福祉法人	38	73	186	67	54	68	87	45	111	729	96.7
社会福祉協議会	0	2	1	3	0	0	0	0	1	7	0.9
NPO法人	1	1	3	1	0	1	0	0	0	7	0.9
医療法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3	0.4
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

相談支援事業所の運営主体については、社会福祉法人が729事業所（96.7%）と回答事業所のほとんどを占めた。平成29年度調査結果と比較して、社会福祉協議会が実施している事業所は半減しているが、それ以外の運営主体の割合はほぼ同様であった。【表1】

表2 事業の実施形態

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
『指定特定相談支援』を実施している	39	78	186	70	55	70	87	43	110	738	97.9
特定相談支援事業	39	78	185	70	55	70	87	43	109	736	99.7
一般相談支援事業	18	37	80	23	30	39	44	20	43	334	45.3
地域移行支援	18	37	74	22	27	34	41	18	40	311	93.1
地域定着支援	18	34	67	21	29	37	38	19	40	303	90.7
『障害児相談支援』を実施している	27	68	137	56	39	51	70	37	85	570	75.6
『委託相談支援』を実施している	24	47	81	41	30	40	50	27	39	379	50.3
都道府県委託相談支援	1	5	1	2	3	1	1	2	1	17	4.5
市町村委託相談支援	24	47	81	41	29	40	50	26	39	377	99.5
『基幹相談支援センター』を受託している	5	7	16	9	3	11	7	1	5	64	8.5
実事業所数	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

相談支援事業の実施形態をみると、指定特定相談支援事業所は738事業所、うち、「特定相談支援事業」は736事業所で、ほぼすべての事業所で実施されており、「一般相談支援事業」は334事業所と約半数の事業所で実施されている。また、委託相談支援については379事業所（50.3%）が実施しており、そのほとんどが市町村委託相談支援を実施している。障害児相談支援を実施している事業所は570事業所（75.6%）と平成29年度調査結果とほぼ同じ傾向となっている。なお、基幹相談支援センターを受託している事業所は64事業所（8.5%）であった。指定特定相談支援のみ実施している事業所は、平成29年度調査結果と同様に約5割であった。【表2】

表3 相談支援事業所窓口の設置場所

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
市区町村役所内	1	2	1	1	1	0	0	0	1	7	0.9
公共施設内	4	4	12	6	6	11	11	4	5	63	8.4
障害福祉サービス事業所内	13	29	68	19	18	18	30	16	36	247	32.8
障害者支援施設内	11	22	68	20	22	24	30	16	36	249	33.0
単独	6	12	26	13	4	10	8	6	12	97	12.9
その他	4	7	12	9	5	5	4	1	13	60	8.0
無回答	0	2	7	4	1	2	4	2	9	31	4.1
実事業所数	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

相談事業の窓口を障害福祉サービス事業所内、または障害者支援施設内に設置している事業所が合計で496事業所（65.8%）となり、平成29年度調査結果（532事業所69.7%）より減っている。なお、相談窓口を単独設置している事業所は97事業所（12.9%）、公共施設内に設置している事業所は63事業所（8.4%）であった。【表3】

表4 土日等の対応（対応方法については重複計上）

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
対応可能	32	61	128	54	48	54	62	38	84	561	74.4
平日と同様に職員が対応	4	13	13	6	3	4	10	2	8	63	11.2
携帯電話で対応	22	36	58	29	28	33	39	26	54	325	57.9
バックアップ施設等で対応	7	13	36	11	13	10	17	10	27	144	25.7
留守番電話で対応	2	8	25	19	8	10	3	4	10	89	15.9
その他	0	6	11	3	2	0	2	1	6	31	5.5
対応不可能	7	17	63	17	9	16	24	7	28	188	24.9
無回答	0	0	3	1	0	0	1	0	0	5	0.7
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

表5 夜間の対応（対応方法については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
対応可能	31	51	117	54	44	50	50	36	74	507	67.2
平日と同様に職員が対応	0	3	2	1	0	0	1	1	3	11	2.2
携帯電話で対応	23	34	63	28	26	33	37	26	49	319	62.9
バックアップ施設等で対応	7	14	39	13	13	10	16	11	24	147	29.0
留守番電話で対応	3	11	25	20	9	10	3	4	11	96	18.9
その他	0	1	6	2	2	0	0	0	3	14	2.8
対応不可能	8	27	74	16	13	18	37	9	35	237	31.4
無回答	0	0	3	2	0	2	0	0	3	10	1.3
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

土日等の対応については、対応可能な事業所が74.4%を占め、そのうち平日と同様に職員が対応している事業所が11.2%、「携帯電話で対応」が57.9%、「バックアップ施設等で対応」が25.7%、「留守番電話で対応」が15.9%となっている。夜間の対応については、対応可能な事業所が67.2%、うち、「平日と同様に職員が対応」が2.2%、「携帯電話で対応」が62.9%、「バックアップ施設等で対応」が29.0%、「留守番電話で対応」が18.9%となっている。なお、土日等の対応及び夜間の対応ともに、平成29年度調査結果と比較して特筆すべき点はない。【表4、表5】

表6 事例検討会の実施状況（重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
事業所内で事例検討会を実施している	19	45	103	40	32	41	41	24	53	398	52.8
協議会での事例検討会に参加している	22	56	105	56	40	50	71	26	81	507	67.2
地域内での事例検討会に参加している	28	39	113	35	30	37	40	23	57	402	53.3
事例検討会には参加していない	3	3	10	3	0	4	4	2	3	32	4.2
事業所実数	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

事例検討会の実施状況については、事業所内、協議会、地域内ともに半数以上の事業所が実施もしくは参加している。「事例検討会には参加していない」が平成29年度調査結果と比べると増えているためか、事例検討会の事業所内での実施及び協議会や地域内での事例検討会への参加の割合は、いずれも5ポイント前後減っている。【表6】

表7 サービス等利用計画の検証・評価（重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
事業所内で検証・評価を行っている	19	43	104	25	22	32	39	24	67	375	49.7
協議会で検証・評価を行っている	10	11	23	10	5	15	15	6	20	115	15.3
地域内で検証・評価を行っている	6	7	17	5	7	11	8	7	16	84	11.1
十分に行うことができていない	14	29	73	39	30	27	35	19	33	299	39.7
事業所実数	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

サービス等利用計画の検証・評価については、事業所内で検証・評価を行っている事業所が49.7%、協議会で検証・評価を行っている事業所が15.3%、地域内で検証・評価を行っている事業所が11.1%となっているが、十分に行うことができていないと回答した事業所も39.7%あった。平成29年度調査結果に比してサービス等利用計画の検証・評価が十分に行えていない事業所が増えているためか、それ以外の項目の割合はいずれも減っている。【表7】

表8 指定特定事業所における委託業務との兼務

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
委託との兼務は認めていない	9	18	68	18	18	19	27	14	43	234	31.0
委託との兼務は要綱上認められている	7	15	33	11	9	12	12	11	14	124	16.4
特定事業所加算も認めている	4	9	16	7	8	9	9	7	10	79	10.5
特定事業所加算は認めていない	3	1	11	2	1	3	3	2	2	28	3.7
委託との兼務は要綱には記載はないが認められている	17	22	31	26	11	23	26	10	19	185	24.5
特定事業所加算も認めている	12	13	14	16	8	17	16	5	12	113	15.0
特定事業所加算は認めていない	3	6	11	7	2	3	8	4	4	48	6.4
平成30年度中に協議予定	2	3	2	0	0	0	3	0	2	12	1.6
その他	0	5	16	5	9	5	9	5	6	60	8.0
事業所実数	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

指定特定事業所における委託業務との兼務について、「認めていない」が234事業所（31.0%）、「委託との兼務は要綱上認められている」が124事業所（16.4%）、「委託との兼務は要綱には記載はないが認められている」が185事業所（24.5%）、「平成30年度中に協議予定」が12事業所（1.6%）となっていた。【表8】

Ⅲ. 指定特定相談支援

表9 サービス等利用計画等の受託対象

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
知的障害	39	76	183	69	55	65	85	42	108	722	97.8
身体障害	32	71	136	58	47	58	77	31	95	605	82.0
精神障害	33	70	129	55	46	54	77	31	93	588	79.7
発達障害	29	63	123	52	46	50	75	32	82	552	74.8
高次脳機能障害	25	47	106	39	37	44	58	16	54	426	57.7
難病	24	48	94	41	33	42	48	19	52	401	54.3
その他	3	1	8	6	4	2	1	1	5	31	4.2
指定特定相談支援事業所数	39	78	186	70	55	70	87	43	110	738	100

サービス等利用計画等の受託対象は、「知的障害」が最も多いが、他の障害種別等も5割を超えている。平成29年度調査結果と比較して特筆すべき点はないが、全体として割合が増加していることから、種別によらない相談支援の実施が進んでいることが分かる。【表9】

表10-1 サービス等利用計画作成件数（平成29年度）

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	0	0	6	0	0	1	1	1	1	10	1.4
1件～50件	9	13	54	14	8	11	22	9	23	163	22.1
50件～100件	11	25	46	15	13	21	19	16	38	204	27.6
101件～150件	6	15	27	19	13	15	19	10	20	144	19.5
151件～200件	4	13	19	11	7	4	12	3	11	84	11.4
201件以上	9	11	26	11	13	17	14	3	13	117	15.9
不明・無回答	0	1	8	0	1	1	0	1	4	16	2.2
計	39	78	186	70	55	70	87	43	110	738	100
総件数	5,163	9,456	18,489	9,402	7,525	9,440	11,135	4,342	11,373	86,325	—
平均件数	132.4	122.8	103.9	134.3	139.4	136.8	128.0	103.4	107.3	119.6	—

サービス等利用計画作成件数については50件～100件が最も多く、204事業所（27.6%）、1件～50件が163事業所（22.1%）とその次に多い。【表10-1】

表10-2 サービス等利用計画のうち、自法人サービス利用者のみ作成している場合の作成件数（平成29年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	2	1	11	6	1	4	10	3	5	43	5.8
1件～50件	16	34	97	35	19	31	32	19	48	331	44.9
51件～100件	12	22	19	16	23	17	27	13	30	179	24.3
101件～150件	5	5	13	3	4	4	5	3	8	50	6.8
151件～200件	1	2	5	3	4	1	1	0	4	21	2.8
201件以上	1	2	2	2	0	1	1	0	0	9	1.2
不明・無回答	2	12	39	5	4	12	11	5	15	105	14.2
計	39	78	186	70	55	70	87	43	110	738	100
総件数	2,352	3,929	6,369	3,430	3,200	2,807	3,937	1,705	5,456	33,185	—
平均件数	63.6	59.5	43.3	52.8	62.7	48.4	51.8	44.9	57.4	52.4	—

サービス等利用計画の自法人利用者の方のみの計画作成については、1件～50件が全体の約半数を占めた。また、0件の事業所も43事業所（5.8%）となっていた。【表10-2】

表11 モニタリング件数（平成29年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	0	0	5	0	0	1	3	2	2	13	1.8
1件～50件	4	5	33	7	4	3	9	8	13	86	11.7
51件～100件	3	15	31	9	10	14	14	8	27	131	17.8
101件～150件	10	14	36	13	11	8	10	10	14	126	17.1
151件～200件	5	9	11	11	8	7	16	5	12	84	11.4
201件以上	17	34	62	30	21	35	34	9	38	280	37.9
不明・無回答	0	1	8	0	1	2	1	1	4	18	2.4
計	39	78	186	70	55	70	87	43	110	738	100
総件数	9,079	17,093	33,678	17,200	13,600	17,257	20,586	5,663	17,821	151,977	—
平均件数	232.8	222.0	189.2	245.7	251.9	253.8	239.4	134.8	168.1	211.1	—

モニタリング件数については、サービス等利用計画作成件数に比べて多くなるため、201件以上が280事業所（37.9%）となっていた。仮に年間のモニタリング件数が201件の事業所とした場合、月平均は約17件となる。【表11】

表12 モニタリング回数設定の協議（重複計上）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
必ず協議している	4	11	23	3	8	8	4	2	15	78	10.6
必要に応じて協議している	29	52	138	55	42	56	68	35	73	548	74.3
特に協議していない	7	17	25	13	9	9	14	4	24	122	16.5
指定特定相談支援事業所数	39	78	186	70	55	70	87	43	110	738	100

モニタリング回数設定の協議については、必要に応じて協議している事業所が最も多く、74.3%であった。一部重複回答があるが、平成29年度調査結果と比較して、「必ず協議している」が6.0ポイント減り、「必要に応じて協議している」が6.7ポイント増えている。「特に協議していない」も若干増えている。【表12】

表13 モニタリング回数の設定（重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
国が定めている標準回数（旧基準）	32	60	146	50	44	48	64	32	95	571	77.4
国が定めている標準回数（新基準）	23	34	67	26	16	28	37	15	52	298	40.4
個別に回数を設定	11	27	86	38	27	37	48	11	42	327	44.3
その他	2	5	4	3	0	3	0	2	2	21	2.8
指定特定相談支援事業所数	39	78	186	70	55	70	87	43	110	738	100

モニタリング回数の設定については、国の新基準を設定している事業所が約4割と、旧基準の半数程度となっていた。なお、本調査結果については、利用者の状況によって複数回答となったと推察される。【表13】

表14 モニタリング回数（年間）

（人）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1回	2,799	5,199	8,638	3,290	3,811	3,761	3,647	2,426	5,579	39,150	39.9
2回	3,690	5,998	8,621	5,452	4,779	4,797	6,895	1,848	6,391	48,471	49.5
3回	101	327	836	623	289	247	556	99	393	3,471	3.5
4回以上	287	768	1,297	1,252	498	817	1,003	395	600	6,917	7.1
計	6,877	12,292	19,392	10,617	9,377	9,622	12,101	4,768	12,963	98,009	100

年間モニタリング回数については1回が39.9%、2回が49.5%と1回、2回で全体の約9割を占めており、平成29年度調査結果と比較して特筆すべき点はない。【表14】

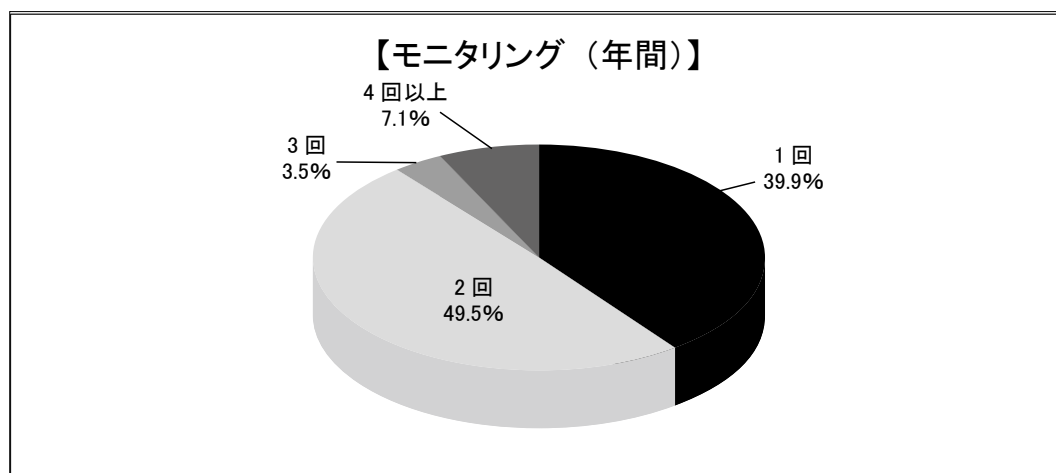


表15 アセスメント実施時の認定調査の依頼

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
依頼がある	21	20	54	17	23	26	34	14	33	242	32.8
a.全てのケースについて受け入れている	13	8	15	2	10	12	16	8	13	97	40.1
b.ケースの内容によって検討している	4	11	33	14	10	10	17	5	15	119	49.2
c.依頼はあるが断っている	3	1	4	0	1	2	1	0	0	12	5.0
依頼はない	14	48	116	45	29	38	44	24	68	426	57.7
無回答	4	10	16	8	3	6	9	5	9	70	9.5
指定特定相談支援事業所数	39	78	186	70	55	70	87	43	110	738	100

アセスメント実施時の認定調査について、「依頼はない」が57.7%と半数以上を占めたが、「依頼がある」と回答した事業所（32.8%）のうち全てのケースを受け入れている事業所は40.1%、ケースの内容によって検討している事業所が49.2%と、何らかの形で受け入れている事業所が約9割を占めた。【表15】

Ⅳ. 市町村からの委託相談支援

表16 委託相談支援事業の窓口所在地

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
指定特定相談支援事業所と同じ場所	23	44	69	34	26	35	47	24	36	338	89.7
指定特定相談支援事業所と異なる場所	1	1	10	5	3	1	2	2	2	27	7.2
不明・無回答	0	2	2	2	0	4	1	0	1	12	3.2
計	24	47	81	41	29	40	50	26	39	377	100

委託を受けている相談事業所377事業所のうち、338事業所(89.7%)が指定特定支援事業所と同じ場所に窓口を設置していた。異なる場所に窓口を設置していた事業所は27事業所(7.2%)と少ない。【表16】

表17 委託業務内容

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延
相談支援	24	47	81	41	29	40	50	26	39	377
協議会事務局	12	24	38	30	21	24	26	10	21	206
虐待相談窓口	3	7	5	10	1	8	4	2	4	44
その他	2	2	4	4	1	3	3	2	1	22
事業所数	24	47	81	41	29	40	50	26	39	377

委託業務内容は相談支援が377事業所、協議会事務局が206事業所、虐待相談窓口が44事業所となっている。虐待相談窓口の委託を受けている所は少数である。【表17】

表18 市町村相談支援事業の委託市区町村数

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1 市区町村	20	30	63	26	17	23	33	11	20	243	64.5
2 市区町村	1	8	3	4	7	4	3	6	3	39	10.3
3 市区町村	1	2	3	3	4	3	1	5	5	27	7.2
4 市区町村	0	2	2	1	1	4	2	1	1	14	3.7
5 市区町村	2	1	2	3	0	1	2	3	3	17	4.5
6 市区町村以上	0	3	5	4	0	2	2	0	4	20	5.3
不明・無回答	0	1	3	0	0	3	7	0	3	17	4.5
計	24	47	81	41	29	40	50	26	39	377	100

市町村相談支援事業の委託市区町村数は、1 市区町村が243事業所（64.5%）と最も多く、複数市区町村からの委託は117事業所（31.0%）であった。【表18】

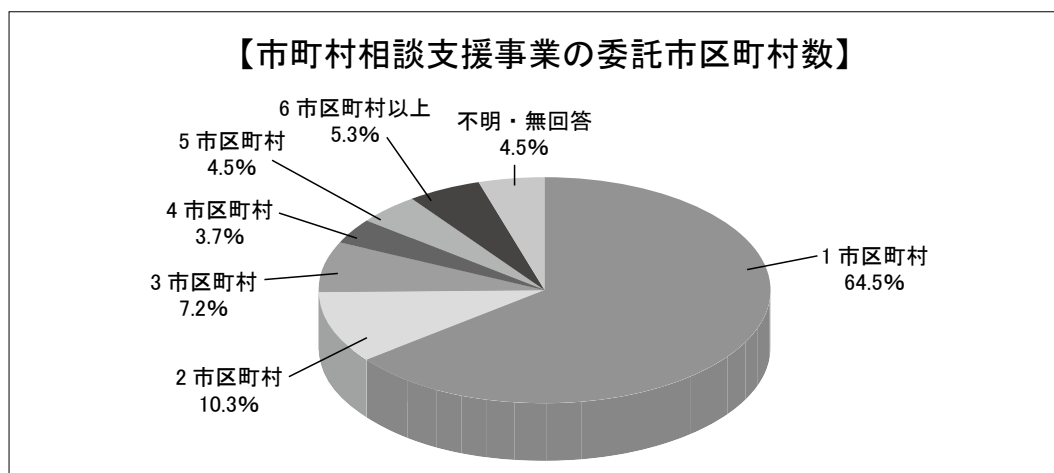


表19 協議会の運営委託市区町村数

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1 市区町村	9	17	29	16	10	12	19	3	11	126	61.2
2 市区町村	0	3	0	7	5	4	4	3	3	29	14.1
3 市区町村	1	1	0	2	2	1	0	2	2	11	5.3
4 市区町村	0	0	0	1	2	2	1	0	1	7	3.4
5 市区町村	1	0	1	0	0	0	1	2	0	5	2.4
6 市区町村以上	0	1	5	2	0	2	1	0	3	14	6.8
不明・無回答	1	2	3	2	2	3	0	0	1	14	6.8
計	12	24	38	30	21	24	26	10	21	206	100

協議会の運営委託については、委託相談支援事業を実施している377事業所のうち、半数以上の206事業所（54.6%）が委託を受けている。運営委託市区町村数は、1 市区町村が126事業所（61.2%）と最も多く、複数の市区町村から委託を受けている事業所は66事業所（32.0%）であった。【表19】

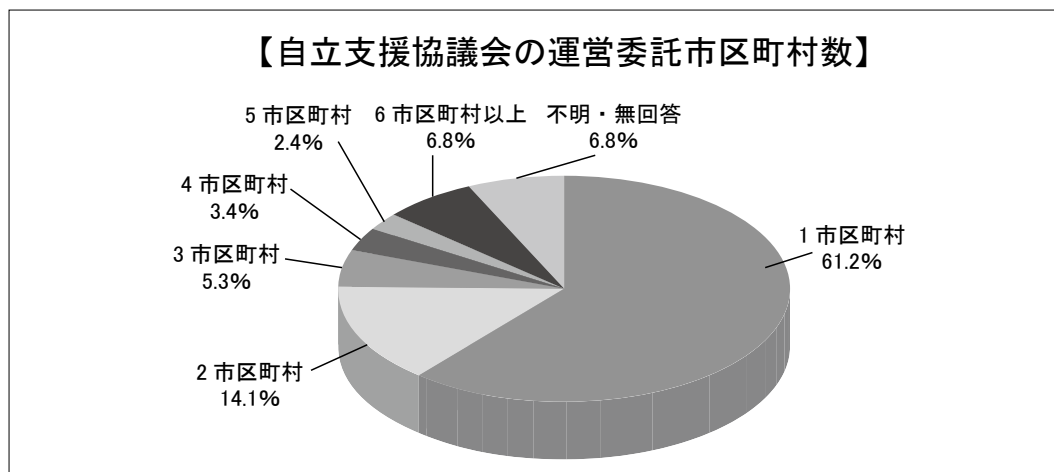


表20 委託市区町村（相談支援事業・協議会）の人口規模

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1万人未満	6	0	2	0	2	1	0	0	0	11	2.9
1万人以上5万人未満	6	13	6	2	5	6	10	7	10	65	17.2
5万人以上10万人未満	2	14	13	8	12	17	7	7	13	93	24.7
10万人以上30万人未満	5	14	30	14	6	6	24	6	7	112	29.7
30万人以上50万人未満	2	2	12	11	2	4	2	3	2	40	10.6
50万人以上100万人未満	0	1	6	5	2	3	1	2	2	22	5.8
100万人以上	3	3	10	1	0	1	3	1	2	24	6.4
不明・無回答	0	0	2	0	0	2	3	0	3	10	2.7
事業所数	24	47	81	41	29	40	50	26	39	377	100

委託人口規模は10万人以上30万人未満が112事業所（29.7%）、次いで5万人以上10万人未満が93事業所（24.7%）と、委託相談支援事業所の半数以上は5万人以上30万人未満の人口規模が占める。【表20】

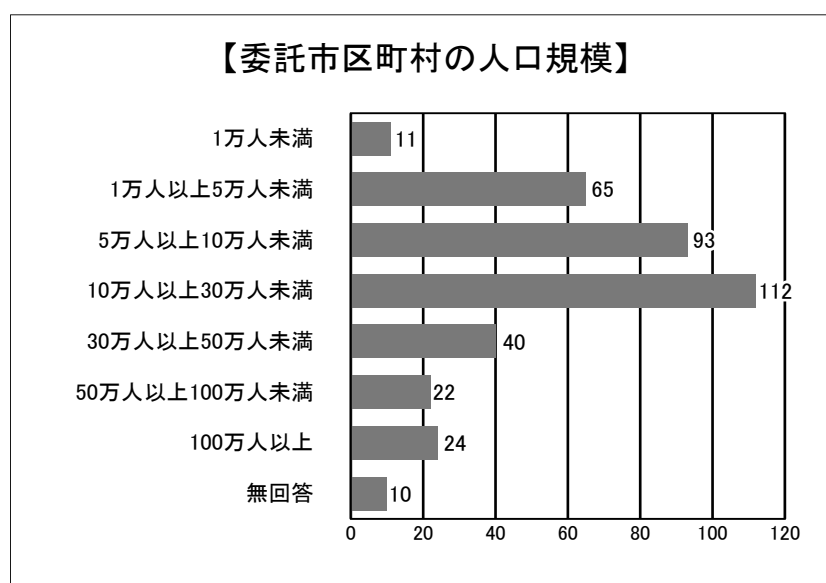


表21 障害種別相談者数（平成29年度）

（人数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
知的障害	2,953	3,745	8,634	3,817	3,798	3,416	3,744	1,776	3,336	35,219	38.1
身体障害	939	1,782	1,999	1,419	813	1,422	1,173	351	2,018	11,916	12.9
精神障害	2,008	2,204	4,130	2,112	949	1,643	2,005	594	1,114	16,759	18.1
発達障害	397	479	1,799	402	225	115	1,205	151	731	5,504	6.0
児童	840	1,118	1,666	1,298	828	941	2,132	1,412	4,599	14,834	16.0
難病	53	49	89	58	13	44	51	30	25	412	0.4
その他	307	541	1,174	210	385	348	358	116	1,166	4,605	5.0
委託相談実人数	7,500	10,047	21,342	9,909	7,029	8,393	10,693	4,436	13,131	92,480	100
うち29年度新規相談者	929	1,102	3,678	1,430	1,311	1,007	1,462	1,260	1,905	14,084	—
1事業所あたりの相談者数	312.5	228.3	288.4	254.1	242.4	254.3	243.0	170.6	375.2	265.7	—

平成29年度調査結果と比べると委託相談実人数が減少している。障害種別相談者数は「知的障害」が最も多いが、平成29年度調査結果に比べ「身体障害」、「精神障害」、「発達障害」の相談者数の割合も増えている。障害種別を問わず委託相談支援を行う事業所が多くなっていると推察される。【表21】

V. 障害児相談支援

表22－1 障害児支援利用計画の新規計画作成件数（平成29年度）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	8	19	31	11	3	12	16	5	17	122	21.4
1件～20件	16	38	75	33	28	26	35	24	43	318	55.8
21件～40件	3	3	10	5	4	4	5	3	12	49	8.6
41件～60件	0	1	2	2	0	2	8	0	4	19	3.3
61件～80件	0	0	2	0	0	2	0	1	3	8	1.4
81件～100件	0	0	3	0	1	1	0	0	0	5	0.9
101件以上	0	1	0	0	0	2	2	1	1	7	1.2
不明・無回答	0	6	14	5	3	2	4	3	5	42	7.4
計	27	68	137	56	39	51	70	37	85	570	100
総件数	172	463	1,192	400	405	880	976	506	1,301	6,295	—
平均件数	6.4	7.5	9.7	7.8	11.3	18.0	14.8	14.9	16.3	11.9	—

障害児支援利用計画の新規計画作成件数については、1件～20件が318事業所（55.8%）と最も多く、次いで0件が122事業所（21.4%）もあった。【表22－1】

表22－2 障害児支援利用計画の新規計画（平成29年度）のうち、初回加算の受給件数

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	10	19	55	20	10	17	22	11	22	186	32.6
1件～20件	11	27	49	22	20	18	28	17	37	229	40.2
21件～40件	2	3	3	1	3	3	4	4	7	30	5.3
41件～60件	0	0	3	2	0	1	6	0	4	16	2.8
61件～80件	0	0	1	0	0	1	0	0	2	4	0.7
81件～100件	0	1	1	0	1	0	0	0	0	3	0.5
101件以上	0	0	0	0	0	1	2	0	1	4	0.7
不明・無回答	4	18	25	11	5	10	8	5	12	98	17.2
計	27	68	137	56	39	51	70	37	85	570	100
総件数	139	337	641	231	332	415	815	234	1,054	4,198	－
平均件数	6.0	6.7	5.7	5.1	9.8	10.1	13.1	7.3	14.4	8.9	－

障害児支援利用計画の新規計画（平成29年度）のうち、初回加算の受給件数は1件～20件が最も多く40.2%であった。新規計画作成件数6,295件のうち、4,198件（66.7%）が初回加算を取得している。加算を取得できないケースなのか加算を知らないのか等、取得可能な加算を取得していない理由等を今後検証する必要がある。【表22－2】

表23－1 障害児支援利用計画作成件数（29年度）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	3	8	12	2	1	5	5	1	6	43	7.5
1件～20件	10	25	50	24	14	18	26	9	17	193	33.9
21件～40件	5	11	23	8	12	8	7	8	13	95	16.7
41件～60件	3	6	10	4	5	3	5	5	9	50	8.8
61件～80件	1	1	14	5	2	4	5	4	8	44	7.7
81件～100件	2	3	5	3	2	1	4	0	8	28	4.9
101件以上	3	7	14	4	3	11	18	8	19	87	15.3
不明・無回答	0	7	9	6	0	1	0	2	5	30	5.3
計	27	68	137	56	39	51	70	37	85	570	100
総件数	1,039	2,210	5,105	1,728	1,536	3,449	5,733	2,283	5,692	28,775	－
平均件数	38.5	36.2	39.9	34.6	39.4	69.0	81.9	65.2	71.2	53.3	－

障害児支援利用計画作成件数について、1件～20件が193事業所（33.9%）と最も多く、次いで21件～40件が95事業所（16.7%）であった。1件から40件作成している事業所で約半数を占めるが、一方で0件が43事業所あり、指定は受けているが児童の計画は作成していない事業所が7.5%あることとなる。0件の事業所の割合は成人に比して多く（表10－1参照）児童に特化した相談支援事業所に計画が集中している可能性も推察される。【表23－1】

表23-2 障害児支援利用計画（平成29年度）のうち、自法人サービスの利用児のみ作成している場合の作成件数（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	17	24	62	30	20	19	26	15	30	243	42.6
1件～20件	3	12	28	13	11	11	15	9	18	120	21.1
21件～40件	2	9	7	0	1	2	12	2	6	41	7.2
41件～60件	2	0	3	1	0	0	1	2	3	12	2.1
61件～80件	0	0	1	0	0	2	3	1	5	12	2.1
81件～100件	1	1	1	0	0	1	1	0	1	6	1.1
101件以上	0	0	1	0	0	2	1	1	5	10	1.8
不明・無回答	2	22	34	12	7	14	11	7	17	126	22.1
計	27	68	137	56	39	51	70	37	85	570	100
総件数	233	406	818	136	81	736	1,045	426	1,781	5,662	—
平均件数	9.3	8.8	7.9	3.1	2.5	19.9	17.7	14.2	26.2	12.8	—

障害児支援利用計画（平成29年度）のうち、自法人サービスの利用児のみ作成している場合の作成件数については、0件が243事業所（42.6%）と最も多かった。自法人の利用児のみならず、幅広く障害児相談支援を行っていることが分かる。【表23-2】

表24 モニタリング件数（平成29年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	3	10	14	4	1	5	7	1	6	51	8.9
1件～20件	10	18	45	26	10	19	23	12	25	188	33.0
21件～40件	4	14	23	6	10	7	9	10	7	90	15.8
41件～60件	2	5	13	3	7	3	5	2	6	46	8.1
61件～80件	2	4	8	7	0	1	3	3	4	32	5.6
81件～100件	2	1	5	0	2	1	4	1	4	20	3.5
101件以上	3	9	20	5	9	14	19	6	28	113	19.8
不明・無回答	1	7	9	5	0	1	0	2	5	30	5.3
計	27	68	137	56	39	51	70	37	85	570	100
総件数	1,112	2,601	6,393	2,326	2,376	3,857	5,622	1,986	7,751	34,024	—
平均件数	42.8	42.6	49.9	45.6	60.9	77.1	80.3	56.7	96.9	63.0	—

モニタリング件数についても障害児支援利用計画作成と同様、1件～20件が188事業所（33.0%）、21件～40件が90事業所（15.8%）と1件から40件までで約半数を占めた。【表24】

表25 モニタリング回数設定の協議（重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
必ず協議している	3	8	14	1	8	6	8	2	11	61	10.7
必要に応じて協議している	19	37	102	40	27	30	47	25	52	379	66.5
特に協議していない	3	12	15	9	4	10	14	7	19	93	16.3
障害児相談支援事業所数	27	68	137	56	39	51	70	37	85	570	100

モニタリング回数設定の協議については、「必ず協議している」が61事業所（10.7%）、「必要に応じて協議している」が379事業所（66.5%）と、77.2%の事業所が、モニタリングの設定について協議をしている。平成29年度調査結果と大きな変化は見られない。【表25】

表26 モニタリング回数の設定（重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
国が定めている標準回数（旧基準）	15	39	91	31	27	29	48	25	70	375	65.8
国が定めている標準回数（新基準）	12	19	44	13	7	10	24	12	35	176	30.9
個別に回数を設定	6	23	53	24	18	16	30	8	27	205	36.0
その他	2	3	2	3	1	2	0	2	0	15	2.6
障害児相談支援事業所数	27	68	137	56	39	51	70	37	85	570	100

モニタリング回数については「国が定めている標準回数（旧基準）」が375事業所（65.8%）、「国が定めている標準回数（新基準）」が176事業所（30.9%）、「個別に回数を設定」が205事業所（36.0%）となっている。

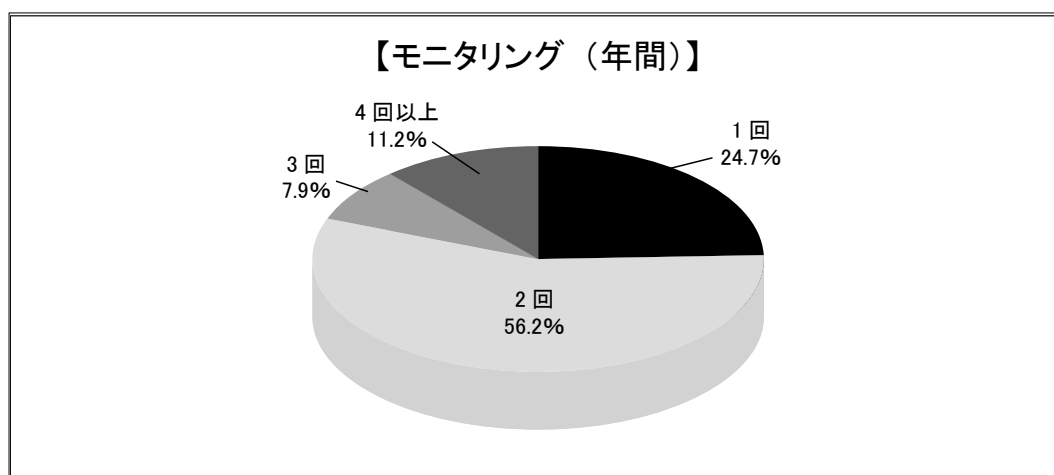
【表26】

表27 モニタリング回数（年間）

（人）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1回	100	440	1,032	383	264	961	924	578	1,014	5,696	24.7
2回	674	1,167	2,104	669	751	1,337	2,468	934	2,862	12,966	56.2
3回	60	62	460	55	149	100	293	65	568	1,812	7.9
4回以上	85	254	433	188	184	159	441	391	458	2,593	11.2
計	919	1,923	4,029	1,295	1,348	2,557	4,126	1,968	4,902	23,067	100

モニタリング回数については年2回が56.2%（12,966人）と最も多い。4回以上も11.2%（2,593人）あるが、【表25】においてモニタリング回数設定の協議を「必ず協議している」と「必要に応じて協議している」の合計が77.2%にも関わらず、実際のモニタリング回数は1回、2回が多いのは、相談員の負担を考え控えているのか、自治体がモニタリング回数の増加を認めない傾向にあるのか、地域によっても違いがあると思われる。【表27】



Ⅵ. 一般相談（地域移行支援・地域定着支援）

表28－1 地域移行支援の実施状況

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施している	18	37	74	22	27	34	41	18	40	311	41.2
実施していない	18	33	80	40	23	27	35	22	46	324	43.0
不明・無回答	3	8	40	10	7	9	11	5	26	119	15.8
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

平成29年度調査結果と比較すると実施していると回答した事業所が0.3ポイント減少していた。また、実施していない事業所数も2.6ポイント減少していた。平成29年度調査結果は未実施事業所数が実施事業所数を上回っており、今年度調査結果も同様である。地区別にみると中国地区での実施数の伸びが最も大きい。【表28－1】

表28－2 実施している場合の作成実績（平成29年度実績）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0人	13	31	62	15	24	23	34	18	36	256	82.3
1人	3	1	5	2	2	6	5	0	1	25	8.0
2人	1	4	2	3	1	2	1	0	0	14	4.5
3人	1	1	0	0	0	0	0	0	1	3	1.0
4人以上	0	0	4	2	0	1	1	0	1	9	2.9
不明・無回答	0	0	1	0	0	2	0	0	1	4	1.3
計	18	37	74	22	27	34	41	18	40	311	100

地域移行支援事業の指定は受けているが実績のない事業所が全体の8割を超えており、平成29年度調査結果よりも若干増加していることとなる。また実績数では、特筆すべき点はない。

この事業の特徴として、相談支援のみならず精神科病院や入所施設との連携が不可欠であり、退院退所後の地域での受け止めをはじめ、様々な支援機関との体制構築とともに綿密なフォロー体制が支援側にも必要であるため、地道な取り組みの継続が求められている。【表28－2】

表29－1 地域定着支援の実施状況

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施している	18	34	67	21	29	37	38	19	40	303	40.2
実施していない	18	36	89	41	21	23	38	21	45	332	44.0
不明・無回答	3	8	38	10	7	10	11	5	27	119	15.8
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

地域定着支援の実施状況については、実施している事業所と実施していない事業所がほぼ半々であった。平成29年度調査結果とほぼ同様の傾向であり、大きな変化は見られないが、中国地区で9か所実施している事業所が増えており、最も伸びが大きい。【表29－1】

表29－2 実施している場合の作成実績（平成29年度）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0人	11	29	52	14	19	24	26	18	33	226	74.6
1人	1	1	6	4	2	3	4	0	3	24	7.9
2人	1	0	0	2	2	3	2	0	1	11	3.6
3人	0	3	3	0	3	0	1	0	1	11	3.6
4人以上	5	0	5	1	3	5	5	1	2	27	8.9
不明・無回答	0	1	1	0	0	2	0	0	0	4	1.3
計	18	34	67	21	29	37	38	19	40	303	100

実施している場合の作成実績は平成29年度調査結果と比較して、1人と2人の階層の割合が減少しているが、3人と4人以上の階層では若干の伸びがあった。【表29－2】

Ⅶ. 加算の申請状況

表30 初回加算の申請状況（申請していない理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
申請している	18	44	92	30	32	35	53	28	66	398	52.8
申請していない	19	32	97	38	23	31	32	14	43	329	43.6
対象ケースがなかった	12	23	62	24	14	23	23	8	33	222	67.5
申請の手続きに手間がかかる	3	4	13	1	4	2	3	2	3	35	10.6
その他	1	5	8	7	1	4	2	2	4	34	10.3
不明・無回答	2	2	5	4	2	4	2	3	3	27	3.6
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

初回加算の申請率は398事業所（52.8％）で申請していない事業所数を上回った。申請していない理由は対象ケースがないとしているところが222事業所（67.5％）となっており、また、手続きに手間がかかるためと回答したところが35事業所（10.6％）あった。【表30】

表31 入院時情報連携加算の申請状況（申請していない理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
申請している	5	13	16	14	10	14	18	4	17	111	14.7
申請していない	33	62	172	55	45	50	65	38	90	610	80.9
対象ケースがなかった	24	43	134	39	31	38	46	26	64	445	73.0
申請の手続きに手間がかかる	4	8	15	4	4	3	7	3	12	60	9.8
その他	1	8	5	5	2	4	6	2	5	38	6.2
不明・無回答	1	3	6	3	2	6	4	3	5	33	4.4
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

入院時情報連携加算では、申請していない事業所が8割を超えている。そのうち対象ケースがなかったのが445事業所（73.0％）となっているが、手続きの手間により申請しなかったのが60事業所（9.8％）あり、その他も38事業所（6.2％）と課題を残している。【表31】

表32 退院・退所加算の申請状況（申請していない理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
申請している	2	12	18	16	7	17	13	4	17	106	14.1
申請していない	36	64	169	53	47	48	70	38	90	615	81.6
対象ケースがなかった	26	48	129	37	35	37	51	27	65	455	74.0
申請の手続きに手間がかかる	4	6	16	4	2	2	8	3	11	56	9.1
その他	1	8	5	6	2	5	5	2	4	38	6.2
不明・無回答	1	2	7	3	3	5	4	3	5	33	7.3
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

退院退所加算についても入院時情報連携加算の申請状況と同様の傾向で、申請事業所は106事業所（14.1％）にとどまっており、申請していない事業所は約8割となっていた。申請していない事業所のうち対象ケースがなかったのは455事業所（74.0％）、手続きの手間により申請しなかった事業所は56事業所（9.1％）となっており、その他も38事業所（6.2％）ある。申請しない理由の分析は、今後より必要となってくるであろう。【表32】

表33 居宅介護支援事業所等連携加算の申請状況（申請していない理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
申請している	5	11	13	9	9	15	16	4	16	98	13.0
申請していない	33	66	173	59	46	51	65	37	90	620	82.2
対象ケースがなかった	24	47	135	41	33	35	45	24	70	454	73.2
申請の手続きに手間がかかる	2	7	14	7	5	5	8	5	6	59	9.5
その他	1	7	4	4	1	4	6	2	5	34	5.5
不明・無回答	1	1	8	4	2	4	6	4	6	36	4.8
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

居宅介護支援事業所等連携加算については申請事業所が98事業所（13.0％）、申請していない事業所が620事業所（82.2％）となっていた。申請していない事業所のうち対象ケースがなかったとしたものが454事業所（73.2％）あり、申請の手続きに手間がかかるため申請していないと回答したのは、59事業所（9.5％）、その他は34事業所（5.5％）となっている。【表33】

表34 医療・保育・教育機関等連携加算の申請状況（申請していない理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
申請している	4	11	26	14	13	17	23	7	22	137	18.2
申請していない	34	64	159	56	41	48	61	35	86	584	77.5
対象ケースがなかった	23	46	117	36	27	33	36	21	60	399	68.3
申請の手続きに手間がかかる	5	8	16	6	6	4	11	6	11	73	12.5
その他	0	6	8	5	1	6	7	3	6	42	7.2
不明・無回答	1	3	9	2	3	5	3	3	4	33	4.4
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

医療・保育・教育機関等連携加算について、申請事業所は137事業所（18.2%）、申請していない事業所は584事業所（77.5%）となった。申請していない事業所のうち対象ケースがなかったのは399事業所（68.3%）となっているが、手続きの手間を理由に申請しなかった事業所は73事業所（12.5%）、その他は42事業所（7.2%）となっている。【表34】

表35 サービス担当者会議実施加算の申請状況（申請していない理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
申請している	19	36	90	36	31	37	44	17	61	371	49.2
申請していない	19	41	97	34	24	29	41	25	46	356	47.2
対象ケースがなかった	10	16	45	15	9	14	18	12	19	158	44.4
申請の手続きに手間がかかる	5	12	25	8	9	5	11	7	15	97	27.2
その他	1	8	13	5	1	4	7	2	5	46	12.9
不明・無回答	1	1	7	2	2	4	2	3	5	27	3.6
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

サービス担当者会議実施加算については申請事業所が371事業所（49.2%）にとどまっており、申請していない事業所が356事業所（47.2%）とほぼ同数となった。申請していない事業所のうち対象ケースがなかった事業所は158事業所（44.4%）となっているが、申請手続きの手間が理由の事業所は97事業所（27.2%）、その他も46事業所（12.9%）となっており、サービス担当者会議が開催しにくい状況の分析は今後必要であろう。【表35】

表36 サービス提供時モニタリング加算の申請状況（申請していない理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
申請している	21	52	116	46	35	46	58	24	68	466	61.8
申請していない	17	25	69	24	20	21	27	18	39	260	34.5
対象ケースがなかった	8	6	24	7	3	5	7	6	11	77	29.6
申請の手続きに手間がかかる	5	11	21	8	11	6	7	7	10	86	33.1
その他	1	7	11	4	1	4	8	1	9	46	17.7
不明・無回答	1	1	9	2	2	3	2	3	5	28	3.7
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

サービス提供時モニタリング加算については、申請している事業所が466事業所（61.8%）、申請していない事業所が260事業所（34.5%）となっていた。申請していない事業所のうち対象ケースがなかったのは77事業所（29.6%）だが、手続きの手間が原因の事業所は86事業所（33.1%）、その他は46事業所（17.7%）となっており、今後の課題分析が必要であろう。【表36】

表37 行動障害支援体制加算の申請状況（申請していない理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
申請している	6	11	29	7	10	11	14	12	28	128	17.0
申請していない	32	66	159	63	45	56	70	30	80	601	79.7
研修修了者がいない	21	46	93	50	33	38	52	16	56	405	67.4
研修修了者はいるが、対応ができない	4	8	17	1	2	1	5	2	3	43	7.2
申請の手続きに手間がかかる	1	1	9	2	3	2	1	3	3	25	4.2
各都道府県・市で研修が実施されていない	0	1	0	0	0	3	1	1	0	6	1.0
その他	3	8	17	2	0	2	3	6	11	52	8.7
不明・無回答	1	1	6	2	2	3	3	3	4	25	3.3
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

表38 要医療児者支援体制加算の申請状況（申請していない理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
申請している	0	1	6	2	0	1	6	2	7	25	3.3
申請していない	37	76	183	68	55	66	78	40	100	703	93.2
研修修了者がいない	25	56	121	52	39	49	58	26	74	500	71.1
研修修了者はいるが、対応ができない	2	2	3	1	0	0	0	0	1	9	1.3
申請の手続きに手間がかかる	0	1	3	0	2	2	0	2	2	12	1.7
各都道府県・市で研修が実施されていない	4	6	16	2	8	7	10	5	9	67	9.5
その他	2	6	13	4	0	3	2	3	3	36	5.1
不明・無回答	2	1	5	2	2	3	3	3	5	26	3.7
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

表39 精神障害者支援体制加算の申請状況（申請していない理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
申請している	4	4	14	2	10	4	1	1	6	46	6.1
申請していない	34	73	174	68	45	63	84	41	99	681	90.3
研修修了者がいない	21	53	115	48	31	45	56	26	72	467	68.6
研修修了者はいるが、対応ができない	3	2	5	1	1	0	1	0	2	15	2.2
申請の手続きに手間がかかる	0	1	5	1	4	4	1	2	2	20	2.9
各都道府県・市で研修が実施されていない	5	2	11	5	0	3	18	4	10	58	8.5
その他	1	10	15	4	4	5	2	5	4	50	7.3
不明・無回答	1	1	6	2	2	3	2	3	7	27	3.6
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算のいずれの加算においても申請率は低い数値となった。その要因の一つとして「研修修了者がいない」と回答した事業所の割合が高い。各都道府県・市で研修が実施されていないことを理由とした事業所の割合はそれほど高くはないが、今後詳細な分析が必要であろう。【表37、表38、表39】

表40 特定事業所加算の申請状況（取得の見込みが無い理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
加算Ⅱを申請している(もしくは年内に取得予定)	5	6	6	6	5	12	8	0	10	58	7.7
加算Ⅲを申請している(もしくは年内に取得予定)	1	2	15	7	7	5	12	5	8	62	8.2
加算Ⅳを申請している(もしくは年内に取得予定)	8	18	24	9	10	14	18	6	15	122	16.2
いずれの加算も取得できない	23	47	136	45	33	31	45	31	70	461	61.1
次年度取得予定	1	9	8	3	3	1	6	5	11	47	10.2
取得の見込みが無い	21	35	118	41	27	28	37	25	53	385	83.5
人員が確保できない	15	23	86	33	18	18	32	18	46	289	62.7
24時間の連絡体制が取れない	4	13	42	10	14	11	9	6	14	123	26.7
基幹センター等からの困難ケースが受け入れられない	3	5	22	3	4	4	2	1	6	50	10.8
その他	4	4	13	2	4	2	3	4	3	39	8.5
不明・無回答	2	5	13	5	2	8	4	3	9	51	6.8
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

特定事業所加算の申請状況については加算Ⅳの申請をしている、もしくは取得を予定している事業所が122事業所（16.2%）と特定事業所加算ⅡからⅣの中では最も多い。「いずれの加算も取得できない」と回答した事業所のうち、取得の見込みがない事業所は385事業所（83.5%）となっており、その理由として、「人員が確保できない」と回答した事業所が289事業所（62.7%）と最も多い。次いで「24時間の連絡体制確保が取れない」（26.7%）が挙げられ、「その他」も39事業所（8.5%）あった。【表40】

表41 自立生活援助事業の実施状況

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施している	2	1	2	1	1	0	0	0	2	9	1.2
実施していない	36	72	182	69	54	66	83	43	104	709	94.0
今後実施する予定がある	3	3	17	1	4	4	8	4	8	52	7.3
申請中	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0.3
未申請	3	3	17	1	3	3	8	4	6	48	6.8
今後実施する予定はない	27	55	132	54	43	50	61	29	72	523	73.8
不明・無回答	1	5	10	2	2	4	4	2	6	36	4.8
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

自立生活援助事業を実施している事業所はわずか9事業所（1.2%）で、3地区は0事業所となっている。実施していない事業所は709事業所（94.0%）となっており、そのうち今後も実施予定がない事業所は523事業所（73.8%）にのぼる。【表41】

表42 地域生活支援拠点等事業実施状況

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
地域生活支援拠点等事業所である	2	2	8	3	2	1	2	2	4	26	3.4
地域生活支援拠点等相談強化加算の取得状況											
取得している	1	0	3	2	0	0	0	0	1	7	26.9
取得していない	1	2	5	1	1	1	2	1	2	16	61.5
地域体制強化共同支援加算の取得状況											
取得している	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3	11.5
取得していない	1	2	6	2	1	1	2	1	2	18	69.2
地域生活支援拠点等事業所ではない	36	68	168	64	52	59	79	40	100	666	88.3
不明・無回答	1	8	18	5	3	10	6	3	8	62	8.2
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

地域生活支援拠点等事業について、当該相談事業所が拠点等事業所であると回答があったのは26事業所（3.4%）で、拠点等事業所ではないと回答があったのは666事業所（88.3%）となっている。なお、地域生活支援拠点等事業所であると回答した事業所のうち、地域生活支援拠点等相談強化加算を取得していると回答した事業所は7事業所（26.9%）、地域体制強化共同支援加算を取得していると回答した事業所は3事業所（11.5%）となっている。【表42】

Ⅷ. スタッフの申請状況

表43 相談支援事業所の職員数（相談支援従事者以外の職員も含む）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1人	1	7	36	17	13	9	14	11	27	135	17.9
2人	15	17	39	11	13	14	24	14	37	184	24.4
3人	7	24	44	14	11	14	22	11	22	169	22.4
4人	4	16	29	15	8	12	5	3	11	103	13.7
5人	3	5	11	5	5	8	12	3	4	56	7.4
6人	4	5	14	2	3	4	5	1	6	44	5.8
7人	2	3	5	2	2	6	2	1	3	26	3.4
8人	3	0	8	3	0	1	0	0	2	17	2.3
9人	0	0	3	2	0	1	1	0	0	7	0.9
10人以上	0	1	5	1	1	1	2	1	0	12	1.6
不明・無回答	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.1
計	39	78	194	72	57	70	87	45	112	754	100

表44 年齢と地区（相談支援従事者以外の職員も含む）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
20代	11	15	38	17	14	12	12	4	17	140	5.6
30代	49	75	195	67	60	94	88	35	90	753	30.3
40代	49	100	267	80	52	85	99	39	99	870	35.0
50代	24	53	113	49	27	47	55	32	76	476	19.1
60歳以上	12	20	66	29	19	19	27	11	17	220	8.8
不明・無回答	0	4	13	0	2	6	0	1	2	28	1.1
合計	145	267	692	242	174	263	281	122	301	2,487	100

相談支援事業所の職員数については、職員数が2人の事業所と3人の事業所で合わせて46.8%（353事業所）を占める。しかし、この中には兼任の職員も含まれるため、実質的な配置数については、さらなる精査が必要である。

なお、30代・40代が中核を担っており、全職員の65.3%を占める。【表43・表44】

表45 年齢と地区（相談支援従事者のみ）

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
20代	専任	8	11	21	12	7	9	10	2	13	93	4.1
	兼任	2	1	14	2	5	1	2	1	2	30	1.3
30代	専任	32	47	92	50	42	62	66	23	69	483	21.3
	兼任	14	25	87	17	14	21	18	10	14	220	9.7
40代	専任	29	64	114	60	36	56	71	27	72	529	23.3
	兼任	16	30	120	15	12	26	25	8	20	272	12.0
50代	専任	16	29	55	33	16	31	34	19	50	283	12.5
	兼任	7	18	44	10	7	11	13	10	21	141	6.2
60歳以上	専任	5	9	27	19	12	13	14	8	9	116	5.1
	兼任	6	6	26	3	4	5	6	2	6	64	2.8
計	専任	90	160	309	174	113	171	195	79	213	1,504	66.3
	兼任	45	80	291	47	42	64	64	31	63	727	32.0
不明・無回答		0	5	22	0	2	6	1	1	2	39	1.7
合計		135	245	622	221	157	241	260	111	278	2,270	100

【表44】と同様に専任兼任共に30代と40代の割合が大きく、中堅世代が中核的な存在となっている。特に30代と40代の専任の合計は44.6%と全体の約半分を占めた。相談支援専門員は属性によっては、実務経験が10年以上求められる場合もあるため、20代の割合が少ないものと推察される。【表45】

表46 従事年数と年代と専任・兼任（相談支援従事者のみ）

	専任・兼任	年代	人数		%		専任・兼任	年代	人数		%
3年未満	専任	20代	63	497	21.9	10年～ 20年未満	専任	20代	0	163	7.2
		30代	178					30代	18		
		40代	158					40代	62		
		50代	74					50代	61		
		60歳以上	24					60歳以上	22		
	兼任	20代	20	225	9.9		兼任	20代	0	82	3.6
		30代	100					30代	10		
		40代	66					40代	41		
		50代	29					50代	21		
		60歳以上	10					60歳以上	10		
3年～ 5年未満	専任	20代	19	336	14.8	20年以上	専任	20代	0	17	0.7
		30代	128					30代	0		
		40代	107					40代	6		
		50代	54					50代	5		
		60歳以上	28					60歳以上	6		
	兼任	20代	5	141	6.2		兼任	20代	0	10	0.4
		30代	39					30代	0		
		40代	46					40代	4		
		50代	31					50代	5		
		60歳以上	20					60歳以上	1		
5年～ 10年未満	専任	20代	11	440	19.4	不明・無回答				110	4.8
		30代	147			計				2,270	100
		40代	178								
		50代	73								
		60歳以上	31								
	兼任	20代	1	249	11.0						
		30代	66								
		40代	108								
		50代	51								
		60歳以上	23								

専任・兼任別相談支援従事者の、従事年数と年代を比較すると、専任者では、従事年数は3年未満と3年～5年未満、5年～10年未満に多く分布している。兼任者については、3年未満と5年～10年未満の割合が高い。【表46】

表47 年代と専任・兼任と保有資格（相談支援従事者のみ）

（ ）内は相談支援従事者実数に対する割合

		①相談支援専門員	②保健師	③看護師・准看護師	④精神保健福祉士	⑤介護福祉士	⑥社会福祉士	⑦介護支援専門員	⑧臨床心理士	⑨その他の専門職	相談支援従事者実数
20代	専任	(57.0)53	0	0	(16.1)15	(19.4)18	(55.9)52	4	3	(15.1)14	93
	兼任	(63.3)19	0	0	2	5	(50)15	2	1	2	30
30代	専任	(88.0)425	1	0	(24.2)117	(34.4)166	(52.6)254	(12.4)60	3	(13.5)65	483
	兼任	(90.0)198	0	0	(15.0)33	(41.4)91	(35.0)77	(8.2)18	1	(9.5)21	220
40代	専任	(93.2)493	1	3	(17.6)93	(38.0)201	(44.2)234	(20.6)109	4	(14.9)79	529
	兼任	(90.1)245	2	3	(14.3)39	(39.3)107	(41.5)113	(14.0)38	4	(11.4)31	272
50代	専任	(89.4)253	0	7	(13.4)38	(32.2)91	(33.9)96	(22.6)64	1	(16.6)47	283
	兼任	(96.5)136	1	1	(11.3)16	(33.3)47	(34.0)48	(22.7)32	0	(22.7)32	141
60歳以上	専任	(87.9)102	2	7	(12.9)15	(20.7)24	(29.3)34	(26.7)31	3	(16.4)19	116
	兼任	(96.9)62	0	2	2	(25.0)16	(35.9)23	(17.2)11	1	(23.4)15	64
計	専任	(88.2)1,326	4	(1.1)17	(18.5)278	(33.2)500	(44.5)670	(17.8)268	(0.9)14	(14.9)224	1,504
	兼任	(90.8)660	3	6	(12.7)92	(36.6)266	(38.0)276	(13.9)101	7	(13.9)101	727
不明・無回答		32	0	3	9	13	18	4	0	1	39
合計		(88.9)2,018	(0.3)7	(1.1)26	(16.7)379	(34.3)779	(42.5)964	(16.4)373	(0.9)21	(14.4)326	2,270

30代から60歳以上は相談支援専門員の資格保有率が高く、介護福祉士については、30代から50代の資格保有率が高い。一方で社会福祉士については、20代から40代の方が50代から60歳以上に比べて保有率が高い。【表47】

表48 従事年数と専任・兼任と保有資格（相談支援従事者のみ）

（ ）内は相談支援従事者実数に対する割合

		①相談支援専門員	②保健師	③看護師・准看護師	④精神保健福祉士	⑤介護福祉士	⑥社会福祉士	⑦介護支援専門員	⑧臨床心理士	⑨その他の専門職	相談支援従事者実数
3年未満	専任	(76.3)379	2	2	(15.1)75	(34.8)173	(41.4)206	(14.9)74	3	(15.1)75	497
	兼任	(84.0)189	1	2	(8.4)19	(43.1)97	(29.3)66	(12.4)28	2	(11.1)25	225
3年～5年未満	専任	(94.0)316	1	5	(14.9)50	(39.3)132	(39.0)131	(15.8)53	3	(14.3)48	336
	兼任	(94.3)133	0	0	(9.9)14	(36.2)51	(34.0)48	(9.2)13	0	(16.3)23	141
5年～10年未満	専任	(94.8)417	0	6	(22.5)99	(30.2)133	(49.8)219	(18.0)79	4	(12.7)56	440
	兼任	(94.8)236	2	4	(13.7)34	(38.2)95	(44.2)110	(14.9)37	1	(13.7)34	249
10年～20年未満	専任	(95.1)155	0	3	(27.0)44	(25.8)42	(53.4)87	(28.8)47	3	(19.0)31	163
	兼任	(97.6)80	0	0	(24.4)20	(23.2)19	(50)41	(20.7)17	4	(15.9)13	82
20年以上	専任	(94.1)16	1	0	2	3	7	4	1	3	17
	兼任	9	0	0	3	4	6	3	0	5	10
計	専任	(88.3)1,283	4	(1.1)16	(18.6)270	(33.2)483	(44.7)650	(17.7)257	(1.0)14	(14.7)213	1,453
	兼任	(91.5)647	3	6	(12.7)90	(37.6)266	(38.3)271	(13.9)98	7	(14.1)100	707
不明・無回答		88	0	4	(17.3)19	(27.3)30	(39.1)43	(16.4)18	0	(11.8)13	110
合計		(88.9)2,018	(0.3)7	(1.1)26	(16.7)379	(34.3)779	(42.5)964	(16.4)373	(0.9)21	(14.4)326	2,270

相談支援専門員の資格以外では、介護福祉士、社会福祉士を取得している人が多い。

サービス等利用計画の作成や地域でのマネジメント活動を行うにあたり、相談支援専門員取得のほか、様々な専門的資格を基礎とした活動である事がうかがえる。【表48】

【平成 30 年 4 月 1 日現在】（一部Ⅶ加算状況は 8 月 1 日現在でご回答ください）

※相談支援事業所 1 事業所につき 1 枚でご回答ください。

[illegible]

Ⅱ. 指定特定相談支援		※1 ページ設問[3]の①にチェックした事業所のみ回答のこと			
[1]サービス等利用計画等の受託対象	☐ ①知的障害 ☐ ②身体障害 ☐ ③精神障害 ☐ ④発達障害 ☐ ⑤高次脳機能障害 ☐ ⑥難病 ☐ ⑦その他（ ）				
[2]サービス等利用計画等の作成件数	1. サービス等利用計画作成件数（29 年度）			件	
		うち、自法人のサービスのみの利用		件	
[3]モニタリング期間・回数の設定	2. モニタリング件数（29 年度）	件			
	1. モニタリング回数の設定の協議 ※該当をすべて選択	☐ ①必ず協議している ☐ ②必要に応じて協議している ☐ ③特に協議していない			
	2. モニタリングの回数の設定 ※該当をすべて選択	☐ ①国が示す標準回数（半年に 1 回又は 1 年に 1 回）（旧基準） ☐ ②国が示す標準回数（3 ヶ月に 1 回又は半年に 1 回）（新基準） ☐ ③個別に回数を決定 ☐ ④その他（ ）			
	3. モニタリングの回数（年間）	1 回	2 回	3 回	4 回以上
		人	人	人	人
[4]アセスメント実施時の認定調査	☐ ①依頼がある → ☐ A.全てのケースを受入れ ☐ B.内容によって検討 ☐ C.断っている ☐ ②依頼はない				

Ⅲ 市町村からの委託相談支援		※1 ページ設問[3]の③にチェックした事業所のみ回答のこと 基幹相談支援、その他の委託相談については記載しないで下さい。						
[1]委託相談支援事業の窓口所在地	☐ ① 指定特定相談支援事業所と同じ場所 ☐ ② 指定特定相談支援事業所と異なる場所							
[2]委託市区町村数	①市町村相談支援事業の委託市区町村数	市区町村	※委託を受けている市区町村の数を計上					
	②協議会の運営委託市区町村数	市区町村						
[3]委託市区町村の人口規模 ※複数委託の場合は総人口	☐ ① 1 万人未満 ☐ ⑤ 30 万人以上 50 万人未満 ☐ ② 1 万人以上 5 万人未満 ☐ ⑥ 50 万人以上 100 万人未満 ☐ ③ 5 万人以上 10 万人未満 ☐ ⑦ 100 万人以上 ☐ ④ 10 万人以上 30 万人未満							
[4]委託業務内容	☐ ① 相談支援 ☐ ②協議会事務局 ☐ ③虐待相談窓口 ☐ ④その他（ ）							
[5]相談者の障害種別 ※平成 29 年度の状況について回答のこと ※主たる障害に実人数で回答のこと	相談者の障害種別	知的障害	身体障害	精神障害	発達障害	児童	難病	その他
	29 年度	☆ 人	人	人	人	人	人	人
	うち、29 年度新規相談者（ 人）							

Ⅳ. 障害児相談支援		※1 ページ設問[3]の②にチェックした事業所のみ回答のこと			
[1]新規計画作成件数（29 年度）	件	うち、「初回加算」の受給件数		件	
[2]障害児支援利用計画等の作成件数	1. 障害児支援利用計画作成（29 年度）			件	
		うち、自法人のサービスのみの利用		件	
[3]モニタリング期間の設定	2. モニタリング件数（29 年度）	件			
	1. モニタリングの回数の設定の協議 ※該当をすべて選択	☐ ①必ず協議している ☐ ②必要に応じて協議している ☐ ③特に協議していない			
	2. モニタリング回数の設定 ※該当をすべて選択	☐ ①国が示す標準回数（半年に 1 回又は 1 年に 1 回）（旧基準） ☐ ②国が示す標準回数（3 ヶ月に 1 回又は半年に 1 回）（新基準） ☐ ③個別に回数を決定 ☐ ④その他（ ）			
	3. モニタリング回数（年間）	1 回	2 回	3 回	4 回以上
		人	人	人	人

V. 一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

[1]地域移行支援	☐ ①実施している ☐ ②実施していない	
	実施している場合、地域移行計画の作成実績（平成29年度実績）	件
[2]地域定着支援	☐ ①実施している ☐ ②実施していない	
	実施している場合、地域定着計画の作成実績（平成29年度実績）	件

VI. 事業所の経営状況

※委託相談支援事業と指定特定相談支援事業を必ず分けて計上すること。
 ※事務（経理）担当者に確認の上、計上すること。
 ※支出について法人で一括して会計を行っている場合は、相談支援事業所単体の会計とした場合を想定し、按分して計上して下さい。

		委託相談支援事業	指定特定相談支援事業 (障害児相談含む)	合計
[1]収入 ※昨年度（平成29年度）決算から計上のこと。 ★相談支援に関する補助金等のみ計上のこと ※委託費等収入には相談支援事業のみ計上のこと	① サービス等利用計画収入		円	円
			うち自治体等の補助金等★	円
	② 委託費等収入	円		円
	収入計（A） （①+②）	円	円	円
[2]支出 ※昨年度（平成29年度）決算から計上のこと。 ※人件費（兼務職員）については、常勤換算で計算し計上すること。	③ 人件費支出 （専従職員）	▲ 円	■ 円	円
	④ 人件費支出 （兼務職員）	▼ 円	□ 円	円
	⑤ 人件費支出計 （③+④）	▲+▼ 円	■+□ 円	円
	⑥ 事業費支出	円	円	円
	⑦ 事務費支出	円	円	円
	支出計（B） （⑤+⑥+⑦）	円	円	円
[3]収支差額（A）-（B）		円	円	円
[4]28年度の収支差額		円	円	円
[5]その他 相談支援事業の決算に計上していない（または一部計上）支出のうち、本来は相談支援事業において支出することが望ましい支出の概算額	① 人件費	円	円	円
	② 事業費	円	円	円
	③ 事務費	円	円	円
	④ その他	円	円	円

VII. その他

[1] 相談支援の現場において特に苦労している点やそれらを解決する為に法定研修以外で必要と思われる研修のあり方等	
[2]その他、相談支援事業の実施に際してのご意見等	

VIII. 加算の申請状況（平成 30 年 8 月 1 日現在）

[1]初回加算	☐ 申請している ☐ 申請していない ⇨	☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他（ ）
[2]入院時情報連携加算	☐ 申請している ☐ 申請していない ⇨	☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他（ ）
[3]退院・退所加算	☐ 申請している ☐ 申請していない ⇨	☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他（ ）
[4]居宅介護支援事業所等 連携加算	☐ 申請している ☐ 申請していない ⇨	☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他（ ）
[5]医療・保育・教育機関等 連携加算	☐ 申請している ☐ 申請していない ⇨	☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他（ ）
[6]サービス担当者会議実施 加算	☐ 申請している ☐ 申請していない ⇨	☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他（ ）
[7]サービス提供時モニタリ ング加算	☐ 申請している ☐ 申請していない ⇨	☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他（ ）
[8]行動障害支援体制加算	☐ 申請している ☐ 申請していない ⇨	☐ ①研修修了者がいない ☐ ②研修修了者はいるが、対応ができないので申請していない ☐ ③申請の手続きに手間がかかる ☐ ④各都道府県・市で研修が実施されていない ☐ ⑤その他（ ）
[9]要医療児者支援体制加算	☐ 申請している ☐ 申請していない ⇨	☐ ①研修修了者がいない ☐ ②研修修了者はいるが、対応ができないので申請していない ☐ ③申請の手続きに手間がかかる ☐ ④各都道府県・市で研修が実施されていない ☐ ⑤その他（ ）
[10]精神障害者支援体制 加算	☐ 申請している ☐ 申請していない ⇨	☐ ①研修修了者がいない ☐ ②研修修了者はいるが、対応ができないので申請していない ☐ ③申請の手続きに手間がかかる ☐ ④各都道府県・市で研修が実施されていない ☐ ⑤その他（ ）
[11]特定事業所加算	☐ 加算Ⅱを申請している（もしくは年内に取得予定） ☐ 加算Ⅲを申請している（もしくは年内に取得予定） ☐ 加算Ⅳを申請している（もしくは年内に取得予定） ☐ いずれの加算も取得できない（複数選択可） ⇨ ☐ 次年度取得予定 ☐ 取得の見込みが無い ⇨ ☐ ①人員が確保できない ☐ ②24 時間の連絡体制が取れない ☐ ③基幹センター等からの困難ケースが受け入れられない ☐ ④その他（ ）	
[12]相談支援事業所におけ る「自立生活援助事業」の実 施	☐ ①実施している ☐ ②実施していない ⇨ ☐ A.今後実施する予定がある（ ☐ a.申請中 ☐ b.未申請） ☐ B.今後実施する予定はない	
[13]地域生活支援拠点等事 業	☐ ①地域生活支援拠点等事業所である ☐ ②地域生活支援拠点等事業所ではない ⇨ A. 地域生活支援拠点等相談強化加算の取得状況 ☐ a.取得している ☐ b.取得していない B. 地域体制強化共同支援加算の取得状況 ☐ a.取得している ☐ b.取得していない	

ご協力ありがとうございました

